

裁判官認印

令和2年特(わ)第858号等

打合せメモ（第3回）

被 告 人 氏 名	大 川 原 化 工 機 株 式 会 社
	大 川 原 正 明
	相 嶋 静 夫
	島 田 順 司
被 告 事 件 名	外国為替及び外国貿易法違反， 関 税 法 違 反
打 合 せ 年 月 日	令 和 2 年 1 2 月 9 日
打 合 せ 場 所	東京地方裁判所第813号法廷
打合せをした裁判所	東京地方裁判所刑事第13部
裁 判 官	渡 邊 一 昭
裁 判 所 書 記 官	長 谷 川 健 夫
検 察 官	加 藤 和 宏
弁 護 人	小 林 貴 樹（主任）
弁 護 人	鄭 一 志
弁 護 人	河 村 尚
弁 護 人	瀬 川 慶
弁 護 人	趙 誠 峰

打合せ事項

1 類型証拠開示について

検察官

反証分（先月実施した実験結果に関するもの）を除き，書証については開示を終えた。証拠物については，現在，準備中である。反証分に

についても、既に類型証拠開示請求を受けていると認識しているので、仮に該当するものがあれば、請求証拠と併せて開示する。

2 争点の整理・争点①について

裁判官

前回の打合せで弁護人から質問を受けて検討するとしていた被告人らの認識の対象としての「菌の種類」について、検察官の検討結果をうかがいたい。

検察官

「貨物等省令2条の2第1項に記載のもの」と特定する。

裁判官

本日は、公判前整理手続期日ではなく、事実上の打合せにとどまるので、口頭での釈明の効力には疑義がある。弁護人の防御の必要性から尋ねたものなので、弁護人の方で防御に支障が生じないということであれば、事実上聞き置いたことで足りるのかもしれないが。

弁護人ら

大事なことなので、正式に書面で提出していただきたい。

裁判官

検察官は、今後、反証分の追加主張をするものと思われるが、その主張書面を提出する際に、この点についても併せて記載されたい。

検察官

承知した。

裁判官

反証分の実験結果については、いつ頃証拠請求されるのか。

検察官

既に当職の手元には来ているので、そんなに時間はかからない。来週末（12月18日）を目途に開示する。

裁判官

反証分の実験結果も踏まえて、菌の死滅条件に関し、新たな菌の主張立証はあるのか。

検察官

新たな菌について主張することはしない。従前主張していた菌に関して、反証分の実験結果を踏まえて、新たな数値の主張をする見込みである。

裁判官

方向性としては、反証分の実験結果を踏まえて弁護人の実験結果を不同意にして争うことになるのか、弁護人の実験結果自体は前提として反証分の実験結果と併せて見てもらえばいいということになるのか。

検察官

これは、正式な回答ではなく、あくまでも現時点における当職の個人的な感触にすぎないが、おそらくは、弁護人の実験結果については同意した上で、検察官の反証分の実験結果と併せて見てもらうことになるのではないと思われる。なお、仮に検察官の反証分の実験結果が同意されて双方の実験結果を書証で取り調べた場合であっても、検察官の当初請求分の実験結果は、別途立証が必要となるので、実験結果に関する証人尋問が不要になるわけではない。

3 証拠の整理について

裁判官

主張についてはかなり整理されており、争点は貨物等省令3要件ハの客観的該当性と、被告人らの認識となっている。もちろん、証拠開示が完了しておらず、あくまでも現時点での暫定的な主張であって、これ以外の点についてすべて争いがないものとはまでは考えていないのだが、さりとて、現時点で主張されている内容を見る限り、前提事実

として争いがない部分もかなりあるのではないかと考えている。

例えば、本日付けで検察官から提出された「求釈明に対する回答書」の中で、「被告人相嶋が顧問として本件当時も被告会社の各業務等に関与していた」という事実を立証するために必要な証人として、被告会社の関係者が何人か挙げられている。もし弁護人が「取締役である被告人大川原と被告人島田が勝手に決めたことで、被告人相嶋は既に取締役を退任しており、意思決定に関わっていないのだから、仮に2人が有罪であったとしても被告人相嶋だけは無罪だ」というような主張をするのであれば、証人としての必要性も理解できるのだが、弁護人の予定主張を見ると、そのような主張をするものとは思えない。ところが、この点に関する証拠は、乙号証も含めて全部不同意となっており、現時点では、取り調べられる証拠がない。そうすると、立証責任を負っている検察官としては、争いがない事実であっても証拠で立証する義務があるのだから、証人尋問で立証するしかない、ということになるだろう。しかし、このような証人尋問を行うことに、どれほどの意味があるのだろうか。裁判所としては、争点を中心に証人尋問を行うべきであり、必要があればその点については何人調べても構わないと考えているが、そうでない部分、争いがない前提事実については、可能な限り書証で立証を済ませることで、メリハリをつけた審理を行いたいと考えている。そうした観点から、弁護人の方で、証拠意見を再検討し、部分同意などに変更する余地はないか、意見をうかがいたい。

弁護人ら

供述調書は、争いのない事実とそうでない事実がきれいに区別して供述されているものではなく、これらが混然一体となって供述されている。裁判所の言う趣旨は理解できるのだが、実際に部分同意が可能か

と言われると、難しいのではないか。この点は、部分同意ではなく、
「この点の事実関係は争わない。認める。」という書面を弁護人の主張として提出することで足りるのではないか。

裁判所

例えば、裁判員裁判では、争いのない前提事実に関する証拠について、証拠意見としては同意としつつも、被告人質問を先行させた上で、きちんと争いのない事実関係が供述されれば、同意書証はその後に撤回するという取扱いをするのが一般的であろう。本件では、弁護人の予定主張を見る限り、本件に至る事実経過については、大きく異なる部分はそう多くないように見受けられるし、乙号証の立証趣旨を見ても、被告人らがそのとおり供述するのであれば、書証は取り調べる必要がなくなるのではないか。裁判員裁判と同様で、同意された書証を直ちに採用しようということではなく、争いがない事実についてはいざとなれば同意書証で立証できる、という状況にしておけば、検察官が請求する証人の数を減らせるのではないか、という意味で検討をお願いするものである。今この場で同意せよと言うつもりはないし、同意するかしないかはあくまでも弁護人の判断による。

検察官

今の裁判所の指摘について、検察官としては、乙号証の同意不同意よりも、甲号証でどこまで立証できるのかという点が重要だと考えている。

弁護人ら

裁判所からの指摘を踏まえ、かつ、今回検察官から提出された回答書も踏まえて、改めて証拠を精査し、証拠意見を再検討する。

裁判所

「証拠意見の変更」という形でいきなり出さなくても、例えば「仮に

こういう意見に変更した場合、なおこの証人が必要ということになるのか」というような形の書面を提出することでも、整理は前に進むはずである。方法は弁護人にお任せするので、前向きに検討されたい。

弁護人ら

承知した。

裁判所

検察官にもお尋ねしたいが、本日提出された回答書を見ると、被告会社の従業員が当時本件噴霧乾燥器の要件該当性についてこれくらいの認識があつて、そうであればそれよりもよく知っている被告人らについては当然にこれくらいの認識があつたはずだ、というような立証趣旨の証人が重複して何人も挙げられている。これらの元となる供述調書は、検察官の証拠構造型の証明予定事実記載書面にも記載されていないから、そもそも必要性があるのかという問題と、本当に全員調べる必要があるのかという問題がある。

検察官

本件は特殊な事件であるから、それぞれ異なる立場にある関係者の認識は故意を立証する上で必要になると考えている。現時点では、回答書に記載したとおりである。

弁護人ら

例えば会社の従業員が素人的に「殺菌できます」との結論を供述したとして、本件ではそれが貨物等省令3要件ハ所定の「殺菌又は滅菌できるもの」に該当するかどうかの問題とされているのだから、そのような証人を何人調べたところで意味はないだろう。

検察官

これらの証人は、単に素人的に「殺菌できます」との結論を供述するものではない。

裁判所

今の点は、検察官から正式に証人請求があった段階で、弁護人がそれに対する証拠意見として提出する内容と思われる。そうなれば、あとは裁判所が採否を決める問題であるので、この場でこれ以上言い合っても仕方がない。現時点ではこの程度としたい。

ところで、例えば、「回答をしたこと」等の客観的事実については、メールのデータなり書面なりが残っているはずで、こういう事実を証人で立証する必要があるのか。

検察官

回答自体は確かに客観的証拠で立証できるが、故意の立証をする上では、その回答自体を立証するだけでは不十分であり、それを取り扱った人の証言が必要となる。

裁判所

回答書7項の証人は、要件ロについて立証する証人ということだが、要件ロ該当性は争いがないはずではないか。

検察官

現時点では不同意とされているため、証人で立証するしかない。

弁護人ら

昨日提出した証拠意見書で、この点の証拠は同意に変更している。

検察官

そうであれば、この立証趣旨に関する証言は不要になるかもしれない。

裁判所

ところで、弁護人は前回、追加で証拠請求をしようと言っていたように思うのだが、どうなったのか。

弁護人

解釈論に関する追加の証拠を請求する予定であったが、本日までに間

に合わなかった。次回までに請求する。弁護側証人の目途についても検討する。

4 打合せ調書の作成方法について

弁護人

今回も、前回と同じ要領で作成されたい。

裁判所

承知した。

次回打合せ期日

令和3年1月18日 午後4時30分

令和2年12月28日

東京地方裁判所刑事第13部

裁判所書記官 長谷川 健 夫